

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	小田原市文化振興ビジョン推進委員会 について	文化政策課
2	芸術文化創造センター整備について	
3	生涯学習センター本館南側外壁剥落へ の対応について	生涯学習課
4	育児休業取得に伴う保育所入所児童の 取扱いについて	保 育 課

平成27年11月17日

小田原市文化振興ビジョン推進委員会について

1 小田原市文化振興ビジョン推進委員会の概要

「小田原市文化振興ビジョン」の推進に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、意見を具申するものである。

2 小田原市文化振興ビジョン推進委員会委員

	区分	氏名	所属等
委員長	学識経験者	水田 秀子	公益財団法人 かながわ国際交流財団 専務理事
副委員長	学識経験者	鬼木 和浩	横浜市文化観光局文化振興課主任調査員 日本文化政策学会理事
委員	学識経験者	石田 麻子	昭和音楽大学オペラ研究所教授
	学識経験者	中根 希子	ピアニスト
	学識経験者	萩原美由紀	小田原市教育委員 NPO 法人アール・ド・ヴィーヴル理事長
	芸術・文化団体	関口 秀夫	小田原市文化連盟会長
	住民組織	木村 秀昭	自治会総連合会長
	商工関係団体	片桐 晃	小田原・箱根商工会議所副会頭
	公募市民	深野 彰	
	公募市民	高橋 茂樹	

3 開催結果について

回数	日時	場所	内容
第1回	6月30日(火) 15時～17時	602会議室	諮問：文化に関わる条例の制定について 議題 (1) 小田原市文化振興ビジョン推進委員会について (2) 小田原市の文化政策について (3) 条例制定のスケジュールについて
第2回	8月26日(水) 9時30分～12時	602会議室	議題 (1) 文化振興で目指す理念について (2) 市民の役割と市の責務について
第3回	10月26日(月) 10時～12時	全員協議会室	議題 (1) 文化の重要性と小田原の将来像について (2) 条例の名称について

4 今後のスケジュール

平成 28 年

1月中旬～2月上旬 第4回委員会

1月31日(日) 文化政策シンポジウム(仮称)

秋(予定)

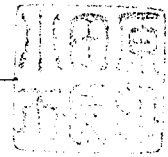
答申



文政第 62 号
平成27年 6 月30日

小田原市文化振興ビジョン推進委員会委員長 様

小田原市長 加藤 憲



文化に関わる条例の制定について（諮問）

本市では、小田原の持つ豊かな文化を背景として「希望と幸福感を持って暮らすことができるまち」の実現を目指した「小田原市文化振興ビジョン」を平成23年度に策定しました。

以後、同ビジョンを推進するための取組として、学校等へのアウトリーチを始めワークショップやセミナーなど文化の裾野を広げ芸術文化活動の担い手を育成するための事業や質の高い鑑賞事業などを積極的に展開するとともに、外部識者等からなる「文化振興ビジョンを推進するための懇話会」を設置し、その推進体制や文化情報の発信のあり方等について意見交換を行ってまいりましたが、こうした取組を進めていくなかで、小田原のさらなる文化振興を図るためには、本市においても永続的な文化への支援を意思表示する条例が必要との認識を持つに至りました。

折しも、本年5月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」においても、地方公共団体は特色ある文化芸術振興の主たる役割を担うべきとされ、そのためには条例等に基づく施策の展開が望まれると明記されました。

そこで、本市の芸術文化創造の新たな拠点となる「芸術文化創造センター」の開館を平成29年度に控えたこの機をとらえ、文化振興を図るための条例を制定したいと考えますので、ご意見をいただきたく諮問するものです。

芸術文化創造センター整備について

1 意見交換会の開催結果について

名 称	日 時	場 所	参加者数
第1回意見交換会	平成27年9月19日(土) 午後2時から午後6時まで	市役所 大会議室	109名

2 サウンディング型市場調査の概要について

(1) 調査について

平成27年7月に芸術文化創造センター建設工事の入札を実施したが、結果は不調となった。この結果を受けて、芸術文化創造センター整備の今後の方針として、①延期、②設計見直し、③分割工事、④事業提案の4つを選択肢として挙げたが、方針を検討するに当たり、民間事業者との対話を通じて、整備の可能性を調査する「小田原市芸術文化創造センター整備に係るサウンディング型市場調査」を実施した。

(2) 目的と効果

この調査は、民間事業者の事業手法等に関する柔軟かつ優れたアイデアを収集することを目的とし、行政から現況を提示して対話をすることで、効果として、民間事業者の自由な発想やノウハウを整備に生かすことが期待できると考えている。

(3) 実施スケジュール等

ア 対象者

芸術文化創造センター整備等を実施する意向を有する法人または法人のグループ。

イ 調査の流れ

- ① 実施の公表【10月6日(火)】
- ② 事業説明会及び現地見学会の開催【10月20日(火)～10月23日(金)】
- ③ 資料(提案の概要)提出期限【10月30日(金)】
- ④ 対話の実施【11月2日(月)～11月13日(金)】
- ⑤ 結果の概要の公表【11月17日(火)】

(4) 結果

別紙のとおり

3 今後の方針について

別紙のとおり

生涯学習センター本館南側外壁剥落への対応について

1 経緯及び対応

平成 27 年 10 月 2 日(金)

午前 8 時頃 生涯学習センター本館南側 3 階上部の壁面（モルタル）の一部剥落（地上約 13 m、縦約 1.2 m、横約 0.7 m）を発見。

午前 8 時 20 分頃 被害状況確認。他に被害（人的・物的）なし。
更なる剥落で破片が飛散するおそれのある本館南側及び 1 階駐車場の一部の進入禁止措置完了。

午後～ 特に剥落の危険性の高い剥落箇所まわりからモルタル撤去開始。
南面全面の打音検査開始。
南側以外の外壁各面の目視確認を実施。

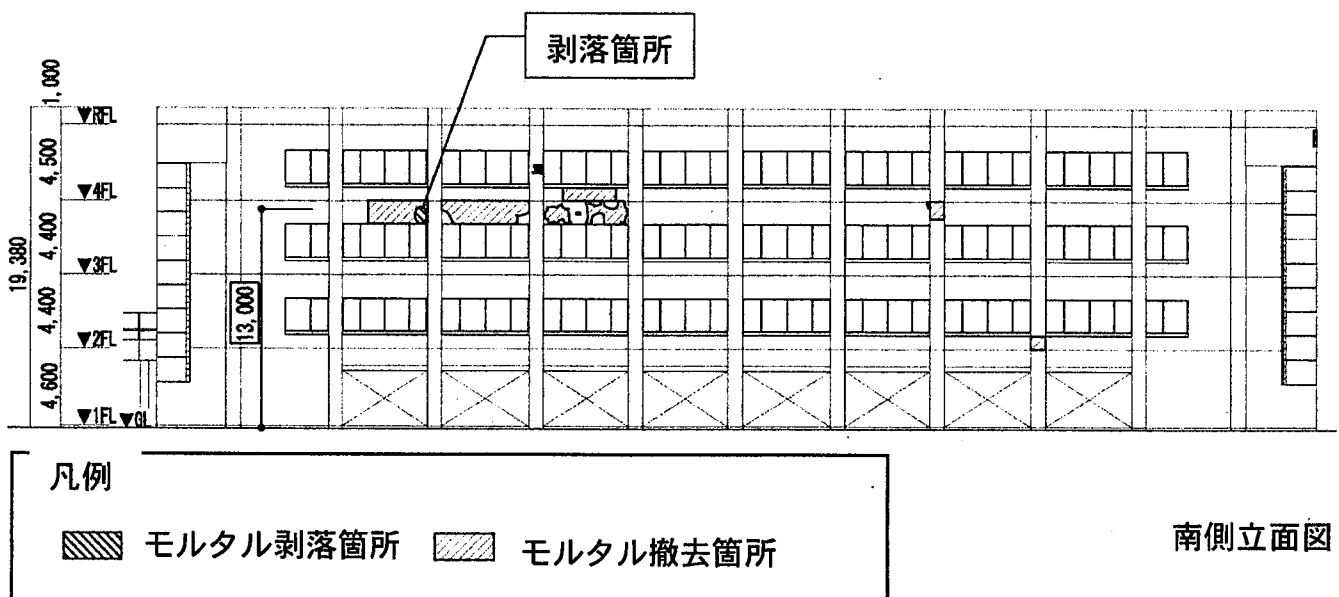
平成 27 年 10 月 7 日(水)

モルタル撤去完了。

平成 27 年 10 月 24 日(土)

防水のための塗装完了。安全対策工事終了。

2 剥落箇所および工事箇所



育児休業取得に伴う保育所入所児童の取扱いについて

1 これまでの取扱い

保育所に入所中の児童の保護者が、下の子の出産に伴い育児休業を取得する場合、上の子は「家庭での保育が可能」との判断により原則として退所。

- 特例として、出産による理由での入所期間が終了する時点（出産月の翌月から3か月後の末日）で、入所中の上の子が「2歳児クラス」以上に在籍している場合は、引き続きの利用が可能。
- 退所となった児童については、保護者が育児休業明けで入所申込みをした場合に、優先的に入所できるよう選考の際に加点している。

2 「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴う運用の見直し

平成27年4月に施行された新制度では、保育所などの利用に当たり「保育の必要性」を認定する制度が導入された。また、育児休業中の利用については「子ども・子育て支援法施行規則」で、継続利用が必要と認められる場合には認定できると規定されたことを受け、運用の見直しを行うこととした。

3 今後の取扱い

- ・ 内 容 入所中の児童の年齢や育児休業期間にかかわらず、保育所の継続利用を可能とする。
- ・ 実施時期 平成28年4月から

